

答申番号：令和4年度答申第1号

事 件 名：「日韓文化交流／在日韓国文化財引渡し問題」の一部利用決定に関する件

答 申 日：令和5年2月21日

諮 問 庁：外務大臣

諮問番号：令和4年度諮問第1号

諮 問 日：令和4年4月8日

答 申 書

第1 委員会の結論

「日韓文化交流／在日韓国文化財引渡し問題」（昭和40年から41年の文化財・文化協力協定の発効に伴う文化財の韓国への引渡し手続きに関する記録をまとめた文書）に含まれる、「文化財（図書関係）調査報告」（39.3.19北東アジア課）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部の利用を制限するとした外務大臣（以下「外務省」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の決定については、別紙1に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、処分庁が令和4年1月20日付け利用決定第0032号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（令和4年1月30日付け外務大臣宛て提出）

処分庁による本件処分の理由として、「公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、利用を認めないこととしました。（公文書管理法第16条第1項第1号ハに基づく。なお、当該決定にあたっては移管元機関である外務省の判断を踏まえた。）」との記載がある。

しかし、本件処分は、次の点において、違法又は不当であり、取り消されなければならない。

ア 2012年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下「10.11判決」という。）では、いわゆる「30年ルール」について、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を国に対して求めた。本件利用請求文書に対しても、上記のような10.11判決の趣旨が十分に考慮されるべきである。

イ 「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の「2. 法第16条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準」の「(3) 国の安全等に関する情報（法第16条第1項第1号ハ）についての判断基準」のウには次の記述がある。

「『他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ』とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉結果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。」。

本件文書は、日韓条約、文化財協定等が締結され、その合意に基づいて実際に文化財の日本から韓国への引渡しを行う実行過程の文書であって「現在進行中の又は将来予想される交渉」とは直接的な関係はない。

ウ 情報公開請求により開示決定がなされた同一文書と思われる文書の開示内容と食い違いがあり、閲覧用文書には4頁目が欠落していた。

(2) 意見書1（令和4年5月1日付け公文書管理委員会宛て提出）

ア 外務省は理由説明書で「本件で利用制限を行った情報については、昭和39年に作成されてから、57年が経過しているものであるが、このような時の経過を考慮してもなお公にすると、公文書管理法第16条第1項第1号ハにおける「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」が高度な蓋然性をもって存在すると判断したものであるため、利用制限を行ったものであ

る」(注：なお、第3(2)で後述するように、諮問庁は審査請求に際して、理由説明書における利用制限理由を訂正。)としているが、10.11判決が国に対して主張立証を求めている「法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」については一切説明がない。

さらに、当初「他国との交渉上不利益を被るおそれ」を利用制限の理由としていたものを、「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」に変更しながら、その理由も一切説明がなされていない。

イ 諮問庁は、理由説明書において「開示請求者らが、文書を一部不開示とする旨の決定の取消し及び不開示部分の開示の義務づけを求めて起こした裁判においても、他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法第5条3号・6号)という理由から、当該文書は非公開とすることが認められた。処分から9年が経過した今も、当該情報の扱いを変更するような情勢の変化はないと考えられる」としている。

この点について、10.11判決はその「付言」において、「なお、当裁判所は、本件各処分のうち前記2で適法とされたものの中には、処分行政庁である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約(当該情報の内容と開示部分の内容とを直接対照することができないこと)を超えて、当裁判所が説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等にあたるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもありうる」と指摘している。

10.11判決も裁判所にいわゆる「インカメラ審理」が認められていれば別の結論となった可能性を指摘しており、このような情報公開法における「裁判所の審理の制約」の下でなされた判決をもって本件「特定歴史公文書」の利用制限の根拠とすることは、判決の趣旨をねじ曲げるものであり、極めて不適切である。

ウ 本件文書を公開することで韓国との信頼関係が本当に損なわれるのか、少なくとも処分庁の理由説明書からはそれが全く伝わってこない。インカメラ審理が認められている審査機関において十分にその点が検討されることを期待したい。

(3) 意見書2(令和4年10月8日付け公文書管理委員会宛て提出)

ア 本件は1965年6月22日に調印され、12月18日に公布された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との協定」第2条「日本国政府は、附属書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続きに従ってこの協定

の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すものとする。」に基づき実施された、文化財の「引渡し」に関する文書である。すなわち、すでに完結している事案である。しかも、作成からすでに半世紀以上も経過している。

通常であれば、完結した事案であるので、他国、すなわちこの場合は大韓民国との間で「信頼関係を損なうおそれ」が生じる可能性はないと考えられるところ、なお、「信頼関係を損なうおそれ」があるとすれば、それは日本側が協定違反となりかねない行為をしていたということになる。この場合は、むしろ日本側が事実をつまびらかにし、大韓民国側に誠意をもって説明し、理解を得るべき責任がある。

イ 請求人は、外務省が当初、利用制限理由を「他国との交渉上不利益を被るおそれ」としたことには理由があると考ええる。「不利益を被る」と「信頼関係を損なう」では関係性が全く逆であり、誤認のしようがないからである。開示することによって、新たに日韓関係の紛争の種になりかねないと認識した外務省が「他国との交渉上不利益を被る」と観念したことは十分考えられることであるが、本件文書の利用制限を検討する上では不適切である。

外務省外交史料館利用等規則第 11 条（利用請求の取扱い）で「2 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第 1 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第 8 条第 3 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。」「3 館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないとする考え方を踏まえるものとする。」と定められている。請求人は原則に従い、作成から 30 年以上経過した本件文書は第 1 義的には利用制限をすべきでないと考ええる。また、「法第 8 条第 3 項の規定による意見」が付せられているとすれば、その内容をつまびらかにすべきである。

ウ 一部資料が収録されていないことについて、外務省の補充理由書によれば、「本文書の原本は、文書を作成した北東アジア課の行政文書ファイルに完全な形で保管されている」とのことであるが、今回の頁の欠落はそもそも、原本を外交史料館が保管していないことから生じたものであり、外交史料館に文書の原本が存在しないとは驚きである。外務省から「移管」されたのが、マスキング後のコピーだけで、どうやって館としての利用制限の判断ができるのか。この点については、公文書管理委員会としての見解も示していただきたい。

(4) 意見書3 (令和5年1月7日付け公文書管理委員会宛て提出)

ア 請求人は令和4年10月8日付け「補充理由説明書に対する意見書」において、「本文書が特定歴史公文書として外交史料館に本当に移管されていると言えるのか」と指摘したが、外務省は令和4年12月26日付け「補充理由説明書」において、この件について全く触れていない。

本文書は「本文書の原本は、文書を作成した北東アジア課の行政文書ファイルに完全な形で保管されている」とのことであるが、本文書は公文書管理法及び情報公開法上、現有文書なのか特定歴史公文書なのか、明らかにされたい。北東アジア課が保管しているのであれば、「現有文書」であり移管されていないと考えるのが自然ではないだろうか。

また、外交史料館の公文書館としての独立性に関わる問題である。外交史料館が国立公文書館と同じ位置づけであるなら、外交史料館の「特定歴史公文書等利用決定通知書」の決定者は「外務大臣」ではなく「外交史料館長」となるべきではないだろうか。

イ 現行の情報公開法ではインカメラ審査が認められていない。従って、平成26年7月25日東京高等裁判所「平成24年(行コ)第412号文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件、同附帯控訴事件」判決(以下「高裁判決」という。)は参考資料に過ぎず、審査請求手続を法的に拘束するものではない。同判決の外務省指摘の部分では「北朝鮮及び韓国は、我が国との間に存在する長い歴史的経緯及び事象を踏まえ、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが想定され、韓国も今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性がある」、「韓国政府及び韓国国民の間では、我が国との間に存在する歴史的経緯及び事象を踏まえ、過去の日本による植民地支配等について強い被害意識があり、日本側政府関係者の言動等に端を発し、そのような意識が表面化し、激しい反日感情となって現れ、外交問題となることがあり、また、我が国に存在する朝鮮半島由来の文化財に対しては、韓国政府及び韓国国民が強い関心を持ち、引渡しの実現に向けた様々な動きが存在する」としているが、統監本及び曾禰本等が植民地支配という関係性の下で朝鮮半島外に持ち出されたという事実を考えれば当然のことである。植民地支配下の文化財略奪は世界中で問題となっており、「我が国が朝鮮半島由来の文化財を所蔵するに至った経緯は様々であり、当該文化財と我が国の社会との結び付きの態様、程度も様々であって、文化財の価値も一様で

はない」のであれば、むしろそれをつまびらかにし、信頼を獲得すべきである。韓国や北朝鮮が不信感を抱くのは、日本政府がそれを隠蔽しようとしているからである。「外交上不利益を被る」等の理由でこれを隠蔽することはかえって、植民地支配の反省を拒否しているとの印象を相手国に与え、一層の不信感の増大を招きかねない。ましてや「宮内庁書陵部の蔵書」であること等を理由とすべきではない。

ウ 外務省は「高裁判決の言渡しから約8年が経過しているが、同判決で示された判断の変更が求められるような事情は存在しない」としているが、「時の経過」は本文書が作成された当時と現在の事情を考慮すべきであって、同判決は全く関係がない。

そう考えると、日本と韓国及び北朝鮮との間では劇的な変化があったことは明らかである。1965年の日韓基本条約では日本による植民地支配について一切触れていない。それは日本政府が日本の植民地支配の正当性を最後まで主張し、合意が出来なかったためであることは公開された外交文書から証明されている。

しかし、その後、日本政府は公式文書で植民地支配について、「日韓共同宣言－21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ－」（1998年10月8日）や「日朝平壤宣言」（2002年9月7日）において、その事実を認め謝罪を表明するに至っている。

いずれも当時の内閣総理大臣が合意・発表したものであり、これを「時の経過」の事情として考慮しないとすれば何を「時の経過」の事情として考慮するのか分からない。過去を反省し、よりよい日韓・日朝関係を実現するためにこそ、情報公開制度、公文書管理制度は活用されるべきである。植民地支配の事実を認め、お詫びを表明したことを踏まえて、それを言葉だけに終わらせるのではなく、植民地支配下で起こった問題の一つ一つを解決していくことが求められている。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が提出した理由説明書及び補充理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書（令和4年4月12日付け公文書管理委員会宛て提出）

（1）審査請求の対象となった特定歴史公文書等及び利用決定の概要

本件審査請求の対象となった処分に係る特定歴史公文書等は、「日韓文化交流／在日韓国引渡し問題」である。これは、1965年から1966年の文化財文化協力協定の発効に伴う文化財の韓国への引渡し手続きに関する

記録をまとめたものであり、令和3年5月に外交史料館に移管され、特定歴史公文書等となったものである。

「日韓文化交流／在日韓国文化財引渡し問題」は公文書管理法第16条第1項第1号イ、ロ及びハに該当する部分を含むものとして、令和4年1月20日付けで一部利用とする決定をしたところ、当該決定に対して審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

本件で利用制限を行った情報（以下「本件情報」という。）については、昭和39年に作成されてから、57年が経過しているものであるが、このような時の経過を考慮してもなお公にすると、公文書管理法第16条第1項第1号ハにおける「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」が、高度な蓋然性をもって存在すると判断したものであるため、利用制限を行ったものである。

なお、審査請求人には利用決定通知書において、上記公文書管理法第16条第1項第1号ハにおける「他国との交渉上不利益を被るおそれ」があるために利用を制限する旨通知していたが、同条文の「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」の誤りであったため訂正する。

本件情報を含む文書は、日韓国交正常化交渉関連ファイルの一部として以前にも開示請求を受け、本件情報と全く同じ情報を不開示とする処分がなされている。開示請求者らが、文書を一部不開示とする旨の決定の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求めて起こした裁判においても、他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第5条3号・6号）という理由から、当該情報は非公開とすることが認められた。今も、当該情報の扱いを変更するような情勢の変化はないと考えられる。

よって、本件の処分は、時の経過の考慮を行った上で、公文書管理法第16条第1項第1号ハに該当するか否かを個別に判断し、一部利用とする決定をしたものであり、審査請求人の言うような不合理な判断は行っていない。

以上により、当省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書1（令和4年8月4日付け公文書管理委員会宛て提出）

(1) 利用制限理由について

本件情報については、昭和39年に作成されてから、57年が経過しているものであるが、このような時の経過を考慮してもなお公にすると、公文書管理法第16条第1項第1号ハにおける「他国との信頼関係が損なわれ

るおそれ」が、高度な蓋然性をもって存在すると判断したものであるため、利用制限を行ったものである。

審査請求人らが、2008年に文書を一部不開示とする旨の決定の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求めて起こした裁判においても、他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第5条3号・6号）という理由から、当該情報は非公開とすることが認められた。判決言渡から10年が経過した今も、当該情報の扱いを変更するような情勢の変化はないと考えられる。

(2) 利用制限理由の訂正について

当省が本文書の利用を一部制限した公文書管理法上の理由は、「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」である。しかし、利用請求への対応の際に、上記と異なる理由（「他国との交渉上不利益を被るおそれ」）を通知したところ、審査請求者に正確な理由を伝達すべく、理由説明書において、訂正した次第である。

(3) 一部資料が収録されていないことについて

昭和39年に宮内庁で開催された会議に出席した北東アジア課（当時）の職員は、同会議の記録を作成した。同記録についてはその後、現在の文化交流・海外広報課に写しが共有されたと見られ、この写しが同課の行政文書ファイルに綴られた後、令和3年度に外交史料館に移管された。

今般審査請求を受けた文書（上記記録、ただし4ページ目が収録されていない。）は、文化交流・海外広報課のファイルに綴られている文書である。当該文書は上述の経緯にもあるとおり、北東アジア第一課の行政文書ファイルに綴られている文書（過去に情報公開請求を受けた実績あり）と同一であるが、1ページ少ない4ページの文書となっている。同一の記録であるにも関わらず、両文書のページ数が異なる点については、本文書が文化交流・海外広報課のファイルに綴られた際に、4ページ目が何らかの理由で収録されなかったためと思われる。当該ページが収録されなかった理由は今となっては推測もできず不明である。なお、本文書の原本は、文書を作成した北東アジア第一課の行政文書ファイルに完全な形で保管されている。

3 補充理由説明書2（令和4年12月26日付け公文書管理委員会宛て提出）

高裁判決は、日韓間の状況に鑑みると、「係争情報が公になり、韓国側がこれを知れば、日本側が不当に引渡しに応じていないという見方を惹起し、ひいては、我が国に対して不信感を抱き、過去及び現在の文化財問題についての我が国の検討内容及びそれを踏まえた対応について批判的

な見方をし、それにより両国間の信頼関係を損なう事態を招来する蓋然性がある」こと等を認めている。そして、「公にすることにより、我が国と韓国との間の信頼関係が損なわれる等のおそれがあると外務大臣が認めることにつき、相当の理由があるとして、情報公開法5条3号所定の法定不開示情報に該当する」と判示している。高裁判決の言渡しから約8年が経過しているが、同判決で示された判断の変更が求められるような事情は存在せず、現在においても、本件情報を公にすることにより、両国間の信頼関係を損なう等のおそれがあることから、今般の利用請求にあっても、本件情報の利用を制限する決定を行った。

また、審査請求人は、令和4年5月1日付けの意見書において、外務省から利用制限についての具体的な説明がなされていないと主張する。しかしながら、本件情報を不開示とした具体的根拠を明らかにすることについては、我が国と韓国との間の信頼関係が損なわれる等のおそれがあり、本件情報を公にするに等しい結果となりかねず、ある程度抽象的な主張立証とせざるを得ないと考えている。ある程度抽象的な主張立証にとどまることは制度上やむを得ないことについては、高裁判決でも認められている。

なお、理由説明書・補充理由説明書(令和4年8月4日付け)において、本件情報が、情報公開法5条3号・6号により不開示とすることが過去の裁判で認められた旨説明していたが、認められたのは3号のみであったため、訂正する。

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|------------------------------|
| ① | 令和4年4月8日 | 諮問の受理(令和4年度諮問第1号) |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月1日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同年7月7日 | 本件対象文書の見分、外務省職員から口頭説明を聴取及び審議 |
| ⑤ | 同年8月4日 | 諮問庁から補充理由説明書1を收受 |
| ⑥ | 同年10月8日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑦ | 同年11月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧ | 同年12月26日 | 諮問庁から補充理由説明書2を收受 |
| ⑨ | 令和5年1月7日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑩ | 同年2月20日 | 審議及び答申の決定 |

第5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、昭和40年から41年の文化財・文化協力協定の発効に伴う文化財の韓国への引渡し手続きに関する記録をまとめたものの一部であり、令和3年5月に外務省から外交史料館に移管され、特定歴史公文書等となったものである。

処分庁は、特定歴史公文書等の利用請求に対し、その一部（本件対象文書）が公文書管理法第16条第1項第1号ハに該当するとして利用を制限する原処分を行ったが、審査請求人から原処分を取り消すよう審査請求が行われたものである。

これについて、諮問庁は、なお公文書管理法第16条第1項第1号ハに該当するとして原処分を維持することが妥当と主張している。

そこで、以下、諮問庁が利用を制限すべきとしている部分の利用制限事由の該当性について検討する。

2 利用制限事由の妥当性について

(1) 諮問庁が利用を制限すべきとしている部分（ただし、別紙1に掲げる部分を除く）について

当委員会において、「文化財（図書関係）調査報告」と題する当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、学習院大学教授の末松博士及び東洋文庫の田川博士による調査結果の報告や、両博士を始めとする出席者から出された率直な意見に係る情報が記載されている。

この情報について、諮問庁は補充理由説明書2（上記第3の3）において、『高裁判決は、日韓間の状況に鑑みると、「係争情報が公になり、韓国側がこれを知れば、日本側が不当に引渡しに応じていないという見方を惹起し、ひいては、我が国に対して不信感を抱き、過去及び現在の文化財問題についての我が国の検討内容及びそれを踏まえた対応について批判的な見方をし、それにより両国間の信頼関係を損なう事態を招来する蓋然性がある」こと等を認めている。そして、「公にすることにより、我が国と韓国との間の信頼関係が損なわれる等のおそれがあると外務大臣が認めることにつき、相当の理由があるとして、情報公開法5条3号所定の法定不開示情報に該当する」と判示している。高裁判決の言渡しから約8年が経過しているが、同判決で示された判断の変更が求められるような事情は存在せず、現在においても、本件情報を公にすることにより、両国間の信頼関係を損なう等のおそれがあることから、今般の利用請求にあっても、本件情報の利用を制限する決定を行った。』と説明をしている。高裁判決において示された当該文化財問題についての判断は、日韓間の状況についての詳細な事実認定を踏まえて行われており、説得力があり、内部的な検討段階の率直な意見等が記載されている

という本件情報の内容に照らすと、信頼関係を損なう事態を招来する蓋然性を一概に否定することはできないと言わざるを得ない。そうだとすると、今般の利用請求にあたっては本件情報の利用を制限することが必要である旨の諮問庁の上記説明には、一定の合理性があると認められ、本件対象文書が昭和 39 年に作成されてから、半世紀以上が経過しているものであるが、このような時の経過を考慮してもなお、本件情報（ただし、別紙 1 に掲げる部分を除く）を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件情報（ただし、別紙 1 に掲げる部分を除く）が記載されている部分は、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

(2) 利用に供すべき部分（別紙 1 に掲げる部分）について

当委員会において、本件対象文書を見分したところ、当該利用制限の箇所（別紙 1 に掲げる部分）に記載されている内容は、諮問庁が高裁判決後において利用に供した資料の内容から明らかになる内容のものであり、当該情報について利用制限をすることは妥当ではなく、利用に供することが適当と考える。

3 一部資料が収録されていないことについて

本件対象文書は、昭和 39 年に宮内庁で開催された会議に出席した外務省北東アジア課（当時）の職員が同会議の記録を作成したものであり、当該記録については、外務省北東アジア第一課の行政文書ファイルに 5 枚の文書が綴られている一方で、北東アジア課から当該記録の写しの共有を受けた現在の文化交流・海外広報課においては、そのうちの 4 枚が行政文書ファイルに綴られ、令和 3 年度に同課から外交史料館に移管された、と諮問庁は説明している。

行政文書の写しの共有を受ける際に、業務に必要な部分を抜粋して保有することは、文書管理の実務では行われ得ることであり、文化交流・海外広報課から外交史料館に移管され特定歴史公文書等として保存されている文書と、北東アジア第一課で保有している行政文書の枚数が一致しないことは、不合理であるとまでは言えず、諮問庁の上記説明を否定することまではできない。

なお、当分科会が見分を行った外交史料館の保有する文書（本件対象文書）は、いわゆるマスキングが行われていないものであることを付言する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

処分庁の利用決定通知書において、誤った利用制限理由が記載されていたことは不適切であり、再発の防止を求める。

6 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の利用請求につき、その一部を公文書管理法第16条第1項第1号ハに該当するとして利用を制限すべきとした原処分について、別紙1に掲げる部分は同号ハに該当せず、利用に供すべきであるが、その余の部分は、同号ハに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 池田 陽子、委員 伊藤 正次、委員 川島 真

別紙 1

本件対象文書のうち開示すべき部分	
1 枚目	不開示部分の上から 2 行目の左から 4 字目まで
2 枚目	2 行目の左から 15 字目以降
	3 行目の左から 5 字目まで
	4 行目の左から 4 字目まで
	6 行目の左から 12 字目以降
	7 行目の左から 13 字目まで
	8 行目の左から 17 字目以降
	9 行目の左から 6 字目まで
	10 行目の左から 13 字目まで
	11 行目の左から 7 字目以降
4 枚目	不開示部分の全部

(※字数には句読点、記号、符号は含み、字下げや字空けは含まない。)